

<当座勘定規定>

改定前	改定後
<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>	<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>

#### 7 【手形、小切手の支払】

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金より支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 8 【手形、小切手用紙】

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が2025年9月30日までに交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。

#### 7 【手形、小切手の支払】

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金より支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 8 【手形、小切手用紙】

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が2025年9月30日までに交付した用紙を使用し、2026年9月30日までに振り出してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、および2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。

- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

#### 14 【支払保証に代わる取扱い】

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は預金小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

#### 19 【振出日、受取人記載もれの手形、小切手】

- (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負

- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

#### 14 【支払保証】

小切手の支払保証はしません。

#### 19 【振出日、受取人記載もれの手形、小切手】

- (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された

いません。

#### 20 【線引小切手の取扱い】

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

#### 【小切手用法】

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。

ときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。

- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 20 【線引小切手の取扱い】

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

#### 【小切手用法】

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

**【約束手形用法】**

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

**【為替手形用法】**

4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

**【約束手形用法】**

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

**【為替手形用法】**

4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。